

議案第53号

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の改正について

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年6月4日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年佐野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中第4項を削り、第5項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、令和3年9月分以後の保育料について適用し、同年8月分以前の保育料については、なお従前の例による。

理 由

保育料の算定について、地方税法の改正に伴い寡婦控除等のみなし適用を廃止するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第53号参考資料

佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>別表第1（第3条関係） （表略） 備考 1～3 （略） <u>4 婚姻によらないで母又は父となった者であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものに係るこの表における市町村民税の額は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した額とする。</u> 5～9 （略）</p>	<p>別表第1（第3条関係） （表略） 備考 1～3 （略） 4～8 （略）</p>